

## 所沢市公共施設太陽光発電設備設置事業に係る官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
1	募集要領	—	—	<p>参加を表明した企業へ配布される資料はどのようなものになるか。電気室や、モニターの設置場所、非常用コンセントの場所等、設計に必要な情報は頂けるか。</p> <p>提供する資料は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設情報</li> <li>・ 建築及び電気図面</li> <li>・ 消費電力の30分値</li> <li>・ 現在の電力契約の情報</li> <li>・ 非常時に必要な電力</li> <li>・ 10年以内に屋根及び屋上改修工事をした施設の施工図面</li> </ul> <p>また、構造計算書は、市民文化センター、所沢サン・アビリティーズ、保健センターの3施設のみ提供します。</p>
2	募集要領	P1	2事業概要	<p>環境省補助金ที่ไม่採択の場合、事業は実施されるのか。</p> <p>補助金が採択が本契約の条件です。不採択となった場合の取り扱いは、再応募や事業中断について改めて判断いたします。</p>
3	募集要領	P1	2事業概要	<p>補助金申請は複数年計画で提案することは可能か。</p> <p>補助金申請は単年度を前提とし計画してください。施工については、翌年度へ繰り越すことも想定しています。その場合は、国（執行団体）の承認が前提となります。</p>
4	募集要領	P1	2事業概要	<p>補助事業で省エネ設備の導入も可能だが、今回は太陽光発電設備と蓄電池のみの導入という認識で間違いはないか。</p> <p>お見込みのとおりです。ただし、事業者の独自提案として限度額の範囲内で提案することは可能です。</p>
5	募集要領	P2	3参加資格(4)ウ	<p>「市との契約等において」に含まれる市とは、所沢市のみとの契約という認識で間違いはないか。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
6	募集要領	P2	3参加資格(5)	<p>「一級建築士および電気主任技術者の資格を有する者を含めること」となっているが、本事業の実施に当たりこれらの資格は不要と思われる。必要としている背景・理由は何でしょうか。また、多くの事業者の参加を促すためには削除したほうが良いのではないか。</p> <p>建築基準法や電気事業法等法令の遵守の観点から必要だと考えています。</p>

7	募集要領	P3	5企画提案書の内容(1)オ	余剰電力の売電は発電事業者である貴市が行うことになるため、企画提案書の内容からは削除する必要があるのではないかと。	余剰電力の活用については、ご指摘のとおり市の判断となりますが、設備導入量と需要量から想定される余剰電力量に係る検討をお願いしているものです。ただし、余剰電力の有効な活用方法について提案者独自の提案にも期待しており、妨げるものではありません。
8	募集要領	P3	5企画提案書の内容(1)オ	売電先について、東京電力または地域の電力会社など想定先を教えてください。	株式会社とござわ未来電力を想定しています。
9	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)キ	「地域レジリエンス」補助金を活用しない場合においても上限価格は同様か。	上限価格は補助金を考慮していない金額ですが、補助金がない採択が本契約の条件です。不採択となった場合の取り扱いは、補助金の採択結果判明時に判断します。
10	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)キ	補助金の活用した場合、活用しない場合の料金の提案とあるが、補助金算定には実際には補助金対象であるか否かの細かいチェックが入ると考えられるため、簡略的に総額の1/2等の条件でリース料を算出させてほしい。	プロポーザルの提案段階では、ご意見のとおり概算でリース料金を算出しても構いませんが、様式に従い、補助対象経費と補助対象外経費を分けて算出してください。 ただし、事業予定者として選定された場合は、仮契約締結と補助申請に向けて、早急に、補助事業の執行団体が公表する公募要領に沿った補助対象経費を抽出し、リース料金を算出して市へ提示するする必要があります。
11	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)キ	事業費内訳（別紙6-2）のA 施設整備費元金、B 割賦金利について、今回はリース契約を前提としており、通常は分けて示すことはしていない。B 割賦金利は削除し、AとBを合計した金額を示したい。	様式は変更する予定はありませんが、提案時に事業者においてAとBを合計する変更することは認めません。その場合、事業予定者として選定された場合に、設計の結果、施設整備費元金に変更が生じた場合の契約金額の増減の協議の方法を示してください。
12	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)キ	各施設の電力単価は開示していただけるのか。	開示します。

13	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)ク	事業シミュレーションにおいて30年間のシミュレーションを出すことになっているが、あくまで参考値としての提示してほしい。	ご意見のとおり参考値と考えております。 事業期間終了後において、本項目に基づき事業者から提案された内容をもって、責任を求めることは想定していません。事業終了後における施設運営に必要なため、可能な限り精緻なシミュレーションの提案に期待しています。
14	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)ク	30年後の廃棄費用、維持管理費用は人件費等も考慮すると算出するのは困難だが、どのようにお考えか。	回答No13のとおりとします。
15	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)ク	機器更新を想定している機器を教えてください。	更新が必要な機器についても提案してください。
16	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)ケ	提出する発電量、自家消費量は施設ごとに分けるのか。	お見込みのとおりです。
17	募集要領	P4	5企画提案書の内容(1)キ/ク/ケ	シミュレーション実施にあたり、候補施設の年間電力使用量だけでなく、24時間365日分のデマンドデータがあった方が正確なシミュレーションが可能と考えるため、データを開示してほしい。	16施設について、1年間分の30分値を提供します。
18	募集要領	P5	5企画提案書の内容(2)ウ	市内に本店のある事業者の活用は必須なのか。もし必須なのであれば共同提案者となる必要があるのか、施工業者の下請けとして活用すれば良いのか。	市内に本店のある事業者の活用は必須ではありませんが、評価項目に含まれます。
19	募集要領	P5	5企画提案書の内容(2)ウ	「市内に本店を有する事業者の活用」に関して、同ア 事業実施体制図に記載した者以外で、本事業参加に興味があるが参加未定である者も含めるとしてよいか。	実施体制図には、本事業に参加が確定している事業者のみ記載してください。 ただし、参入意欲のある市内事業者がいる場合は、その意思確認ができる書面（任意様式）を添付の上、本市の産業振興に関する独自提案として提案しても構いません。
20	募集要領	P5	5企画提案書の内容(2)エ	現時点で想定しているメンテナンス等の計画があれば提示していただきたい。	・仕様書P2.2事業概要(4)リース契約に含まれる事項 ・仕様書P7.7電力供給・維持管理（保安・点検・報告・非常時等の基本仕様）に記載のとおりです。
21	募集要領	P5	5企画提案書の内容(2)カ	事業資金計画の想定期間は10年もしくは30年のどちらか。	10年間の事業資金計画を作成してください。
22	募集要領	P5	5企画提案書の内容(2)カ	撤去後の廃棄費用は含めなくて良いのか。	リース料金には撤去及び廃棄費用は含まれないため、そのように文言を変更します。

23	募集要領	P5	5企画提案書の内容(2)ク	<p>昨今、太陽光設備の盗難（主にケーブル類）や事故（台風等）が増えている状況を鑑みて、保険会社も引き受け条件に制限が出ているため、動産総合保険は盗難不付保、免責設定ありとさせていただきます。</p> <p>また、リース期間中に保険会社が保険引き受けを中止した際には、保険なし条件での契約に変更をお願いしたい。</p>	盗難保険は不付保とします。
24	募集要領	P5	5企画提案書の内容(2)ケ	<p>具体的にどのような保証内容を記載すれば良いのか。</p>	<p>事業者として事業の履行に係る保証をどのように担保しているかを提示していただくことを想定した規定です。なお、重要な評価項目であると考えています。</p>
25	募集要領	P5	5企画提案書の内容(3)	<p>類似する施工実績は公共施設の屋根置き太陽光発電のみが対象か。</p>	<p>基本的には公共施設を中心とした施工実績に期待しています。その他、類似する民間施設の施工実績についても評価します。</p>
26	募集要領	P5	6企画提案書作成にあたっての留意事項(8)	<p>仕様に従った提案を行った上で、16施設を対象に市の脱炭素化に更に寄与するような提案を、プラスアルファとして示すことは可能か。</p>	<p>事業者からの独自のアイデア等を提案できるように、新たに独自提案に係る様式を追加します。</p>
27	募集要領	P5	6企画提案書作成にあたっての留意事項(8)	<p>市内の企業を含める場合、他社案と企業が重複する可能性があると思われるがどのようにお考えか。</p>	<p>様式2に記載する共同企業体の構成員が他の提案と重複することは認めませんが、下請け等、体制を構成する事業者が重複することは可能です。</p>
28	募集要領	P7	9企画提案の審査・契約の締結・スケジュール(1)	<p>16施設に対する現地調査や詳細協議は、ある程度の時間を要すると思われるため、その期限について後ろ倒しすることは可能か。</p>	<p>補助申請に必要な現地調査や詳細協議は後ろ倒しできません。ただし、補助金採択後に本契約を締結して詳細な設計をしていただくことを想定しています。その時期については、ご意見については、諸般の事情を考慮して協議させていただきます。</p>
29	募集要領	P8	9企画提案の審査・契約の締結・スケジュール(2)	<p>プレゼンテーション参加者人数の記載がないが、当日は4名程度の参加でも問題はないか。</p>	<p>プレゼンテーションの具体的な実施方法は、後日市より代表企業に対して通知します。</p>
30	募集要領	P8	9企画提案の審査・契約の締結・スケジュール(2)ウ	<p>プレゼンテーション時は提出した企画提案書を用いて行うのか。プレゼンテーション用に企画提案書を分かりやすくまとめたパワーポイント等を用いることは可能か。</p>	<p>企画提案書の内容を要約したスライドの投影は可能とします。ただし、企画提案書に記載のない事項を盛り込むことは認めません。上記のように文言を変更します。</p>

31	募集要領	P8	10仮契約及び本契約の締結(1)	現地調査は提案書提出後の対応になるとのことだが、調査結果により、事業者側からも提案内容やコストの変更を求めることは可能か。	選定された事業予定者による現地調査により、改めて設備容量等の仕様の検討と見積をさせていただくことを想定しています。新たに見積された金額について協議のうえ仮契約を締結する予定です。ただし、公募時に市が提示した上限価格を上回することはできません。
32	募集要領	P8	10仮契約及び本契約の締結(1)/(2)	公募時に仮契約書、本契約書のひな型の開示を希望する。	公募時点での開示はしません。
33	募集要領	P8	10仮契約及び本契約の締結(3)イ	他の自治体での指名停止を受けている場合は、どのようにお考えか。	所沢市を含む、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合は、仮契約及び本契約を行わないことがあります。
34	募集要領	P10	<評価基準>	各項目の配点の開示をお願いしたい。	評価の公平性を保つため非公開とします。
35	募集要領	P10	<評価基準>	リース料金に関する評価項目が無いが、本案件では評価の優先順位として低いという認識でよいか。	募集要領に示す評価基準は価格以外の事業実施に係る評価のポイントを示したもので、提案された価格を評価しないということではありません。その優先度については、評価の公平性を保つため非公開としますが、現地調査・詳細協議によって仮契約時の価格が提案時から変動することも想定しています。
36	仕様書	P1	2事業内容(1)ウ	自らの責任とあるが、共同企業体内の先に委託することは可能か。	業務の一部を外部へ委託することは可能ですが、その責任は本契約の相手方（共同企業体の場合はその共同事業体）が負うこととなります。その責任を委託先の事業者には負わせることは当然にできません。
37	仕様書	P1	2事業内容(1)ウ	本事業については「保付付き貸借契約」を想定しており、リース会社を「貸借人」、貴市を「借借人」とする契約と考えている。本仕様書においては、リース会社を「事業者」としており、設備の運転管理・維持管理の責任をリース会社負担としている。この場合「貸借契約」から逸脱してしまうため、貴市において運用面の責任を負っていただきたい。	本事業は、設計、施工、維持管理業務を含む包括リース契約となります。また、設備の所有者は事業者となるため、設備の運転管理及び維持管理は事業者の責任において行うものと考えています。

38	仕様書	P1	2事業内容(1)エ	本事業がリース、即ち「賃貸借」という扱いであれば、「事業者は市に当該設備を賃貸し、市は当該設備が発電した電気を使用する」という表現に変更をお願いしたい。	本事業は設計・施工・維持管理を含む包括リース契約であり、設備の運転管理及び維持管理を事業者が行うことを前提としています。本規定については、実務上の業務内容を記載したもので、表現の変更は考えていません。ただし、このご意見は発電した電力に対する責任の所在について指摘しているものと思慮しますので、責任の所在については、契約時に協議します。
39	仕様書	P1	2事業内容(1)オ	本件、無償譲渡条件付きリースであり、実質的な所有者は貴市となるため、受注者側で固定資産税は納付しない認識でよろしいか。	固定資産税については、市として非課税や減免の取り扱いをする予定はありません。固定資産税のみに限らず、公租公課に関する整理は事業者の責任において検討してください。
40	仕様書	P1	2事業内容(1)カ	中途解約の場合、記載の通りと考えて良いか。	中途解約が市側又は事業者側のどちらに起因するかによって撤去・廃棄の業務及び費用負担は変わります。本項は市側の都合による施設の廃止等を前提としており、事業者側の都合による中途解約は、撤去・廃棄の業務及び費用は事業者が負担します。
41	仕様書	P1	2事業内容(1)キ	清算できる内容をご教示いただきたい。	仮契約締結時に事業予定者と協議させていただきます。
42	仕様書	P1	2事業内容(1)ク	施設の廃止等による補助金の返還については、どのようにお考えか。	別紙2「補助金の返還」に記載のとおり、事業期間中及び事業期間終了後の施設の廃止等に起因する場合は市がその費用を負担します。
43	仕様書	P1	2事業内容(2)ア/イ	改めて、事業期間は10年、シミュレーションは30年という認識で間違いないか。	お見込みのとおりです。
44	仕様書	P2	2事業内容(3)ウ	撤去費用は含めなくてよいか。	お見込みのとおりです。

45	仕様書	P2	2事業内容(4)	固定資産税の記載が無いが、免除と考えて良いか。	公租公課については、事業者の当然の義務として「ケ その他、本事業に必要な事項」に含まれるものと考えています。固定資産税の取り扱いに限らず、公租公課に関する整理は事業者の責任において検討してください。また、本質問に限らず本募集要領・仕様書等に記載がないからといって、法令上当然にして事業者が負うべき責務の有無について市が明示しているものでもありません。
46	仕様書	P2	2事業内容(4)	蓄電池等の消耗機器についての交換は、事業期間中の10年に満たない機器のみ見込めば良いか。	10年間のうちに更新が必要になると考えられる機器のみ、その更新費を見込んでください（パワーコンディショナーは除く）。
47	仕様書	P2	2事業内容(4)	リース契約の費用には、防水、構造計算費用も含まれているのか。	防水の修復費用もリース料金に含んでください。構造計算費用に関しては、仕様書で求める荷重確認等のための計算費用を含んでください。
48	仕様書	P2	2事業内容(4)ウ	履行保証保険はリース契約に関するものか。この場合、契約保証金は必要なのか。	設備の設計・建設における履行保証保険に加入してください。履行保証保険の加入をもって、契約保証金に代わるものとして取り扱います。
49	仕様書	P2	2事業内容(4)ウ	履行保証保険と損害賠償保険は必須か。	必須です。
50	仕様書	P3	4設備工事前の調査・手続(2)ア	屋根に最大限太陽光発電設備を設置するという認識で間違いないか。	お見込みのとおりです。
51	仕様書	P3	4設備工事前の調査・手続(2)ウ	各施設での余剰電力の取扱いに関して、電力会社との接続協議により接続不可となった施設の取扱はどのようにお考えか。もし接続できた場合、工事費負担金が発生した際の費用負担についてはどのような想定か。	事業者は、系統接続のために必要な一般送配電事業者等への手続き・協議を市と行っていただきます。系統接続が不可となった場合は、全量を施設側で自家消費します。また、一般送配電事業者から工事費負担金を求められる場合など、事業者の都合によらないやむを得ない事項として契約変更の協議を行います。

52	仕様書	P3	4設置工事前の調査・手続(2)ウ	<p>余剰電力を市が売電とあるが、本売電先は、(株)ところざわ未来電力の認識であっているか。Nonfit売電であっても、電力会社への申請が必要となり、通常の自家消費申請よりも、倍（半年以上）の時間を要する。補助金要件、スケジュールから鑑みても、更にタイトなスケジュールとなる為、自家消費を前提とし、本項目を削除した方が、参加するリース会社数が増えると考ええる。</p>	<p>売電先は株式会社ところざわ未来電力を想定しています。</p> <p>施設ごとに休館日が異なるなど、電力の使用状況が異なることから、一律自家消費を前提とすることは考えていません。</p> <p>ただし、設計の段階で、売電をしないメリットがあれば、そのような取り扱いに変更することも想定しています。</p> <p>なお、補助金要件やスケジュールなどの条件が売電の有無に影響する場合は、提案時にその旨を記載してください。</p>
53	仕様書	P3	4設備工事前の調査・手続(2)エ	<p>蓄電池容量の確定のため、非常時の特定負荷の内容について事前にお示しいただきたい。</p>	<p>公募時に16施設ごとの非常時に必要な電力の概要を公開しますが、最終的な容量は、現地調査・詳細協議を経て決定します。</p>
54	仕様書	P3	4設備工事前の調査・手続(2)	<p>太陽光発電設備及び蓄電池容量は事業者側の計算にて算出したものと考えてよいのか。</p>	<p>回答No53のとおりとします。</p>
55	仕様書	P3	4設置工事前の調査・手続(2)エ	<p>蓄電池の容量について記載があるが、容量は協議後でないと決まらないことになるため、提案時は補助事業に沿ったものであればよいのか。</p>	<p>回答No53のとおりとします。</p>
56	仕様書	P4	4設置工事前の調査・手続(3)ア	<p>耐久性が問題ないことを書面により報告するとあるが、事業者に証明する義務があるということか。</p>	<p>構造計算書がある施設及び構造計算書が無い陸屋根の施設については、(3)イのとおり、事業者が構造調査を行い、その内容は事業者が責任を負います。</p> <p>構造計算書が無い傾斜屋根の施設及び鉄骨造の施設については、安全性を確保する方法を一級建築士による検討した上で事業者が提案し、市がその内容の妥当性を判断し、市の責任の下、設置の可否を決定します。</p>
57	仕様書	P4	4設備工事前の調査・手続(3)ア	<p>耐久性が問題のないことの書面の報告はどのタイミングで必要か。</p>	<p>本契約後の設計の結果として報告をお願いします。</p>
58	仕様書	P4	4設備工事前の調査・手続(3)イ	<p>事業者で提案する「安全性の確保」において想定される期間は10年、もしくは30年のどちらか。</p>	<p>30年間を想定してください。</p>
59	仕様書	P4	4設備工事前の調査・手続(3)イ	<p>事業者側で一級建築士を選任する必要があるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
60	仕様書	P4	4設備工事前の調査・手続(3)イ	<p>構造計算書はどの施設があるか。</p>	<p>・ 所沢市民文化センター ・ 所沢サン・アビリティーズ ・ 保健センター の3施設です。</p>



61	仕様書	P4	4設備工事前の調査・手続(3)イ	構造計算書が無い施設に対する一級建築士による検討や提案について、高めのコストが見込まれるが問題ないか。また、その結果設置が難しいと判断された施設にかかったコストについてもリース料金に含まれるのか。	荷重に関する安全性を正確に判断するため、必ず一級建築士による検討を行ってください。本契約後の検討にかかった費用はリース料金に含んでください。
62	仕様書	P4	4設備工事前の調査・手続(3)イ	各施設に関する基本的な構造強度は市と事業者間にて合意した数値としていただきたい。	事業者から報告された構造調査の結果を基に、市と事業者で協議した上で設置可否を判断します。
63	仕様書	P4	4設置工事前の調査・手続(3)イ/ウ	「陸屋根と同等の安全性」「鉄筋コンクリート造と同等の安全性」を確保する方法とあるが、同等であるかどうかはどう証明すればよいのか。	文言を、「一級建築士による検討をした上で、安全に設置する方法を提案すること」に変更します。
64	仕様書	P4	5設備の設置	設備の生産国に関して指定はあるか。	本事業の仕様及び補助事業の規定に沿ったものであれば、設備の生産国に関する指定はありません。
65	仕様書	P5	5設備の設置(3)ウ	防水保証が切れてしまう場合、その旨を市と事業者間にて合意した上での設置としたい。	防水保証が切れてしまう場合は、設備を設置するかどうかも含めて、市と事業者による協議を行います。
66	仕様書	P5	5設備の設置(3)ウ	各施設の防水層の保証期間一覧の提示は可能か。	保証期間内の施設のみ、保証期間の一覧を公開し、防水改修工事の図面を提供します。
67	仕様書	P5	5設備の設置(3)カ	現時点で発電に影響を及ぼすため、伐採を想定されている施設はあるか。	本項は設備設置時の伐採・剪定を求めるもので、10年間のリース期間中に樹木が発電に影響を及ぼす際にその都度伐採・剪定を求めるものではありません。 上記のように文言を修正します。
68	仕様書	P5	5設備の設置(3)ケ	撤去費用は市が負担とあるが、廃棄費用も市負担でお願いしたい。	撤去費用には廃棄費用も含まれます。
69	仕様書	P6	5設備の設置(3)ス	「市は追加で発生する費用の協議に応じる。」と記載があるが、貴市負担という認識で間違いないか。	「市は追加で発生する費用の協議に応じる。」とは、太陽光発電設備の設置のための事前補修として、リース料金の中で支払うことを想定しています。
70	仕様書	P6	5設備の設置(3)ソ	リサイクルふれあい館の既設の回転式太陽光発電設備の撤去費用の負担は貴市という認識で間違いないか。	既設の回転式太陽光発電設備が、日陰を作ってしまう発電効率を下げるための撤去となります。太陽光発電設備の設置のための事前工事として、リース料金に含めて提案してください。
71	仕様書	P6	5設備の設置(3)ソ	撤去・産廃費用検討のため、既存のシステムの情報をご提供いただきたい。	設備図面を提供します。撤去の方法は、基礎から撤去するのではなく、設置する太陽光発電設備に日影を及ぼさない高さで溶断もしくはボルトを外すことで撤去してください。

72	仕様書	P6	5設備の設置(3)ソ	リサイクルふれあい館の既設太陽光設備の撤去に関しては、元施工会社にて実施した方が良いと考える。通常の太陽光ではなく、回転式太陽光発電、市のホームページや航空写真を見る限り、かなり大きな支柱であり、建築、躯体との確認や保証、調整が必要となると考える。	ご指摘のとおり、設置した事業者への確認を含めて、本事業の中で実施してください。
73	仕様書	P6	6工事の実施	工事に当たっては、原則として国交省の仕様書に準拠と記載されているが、設備仕様について、樹脂管を活用するなど安価な民間仕様の活用はどの程度許容されるのか。	本項に記載する各種仕様書、指針に基づいて施工してください。
74	仕様書	P6	6工事の実施(1)	既設屋根、防水に関する事項が記載されているが、別紙1を確認すると、16施設中7施設に、雨漏りの可能性が記載されている、事業者に対して防水に関する事項を求めるのであれば、まず防水工事の実施を推奨し、起因を明確にする必要があると考える。	現地調査において雨漏りの状況を確認し、屋根の補修等が必要な場合は、市と協議の上で、補修が可能であると判断した場合に、事業者へ補修を行っていただきます。その費用に関しては、回答No69のとおりとします。
75	仕様書	P7	6工事の実施(10)	「工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。」と記載があるが、基本的に事業者の提示の工程を優先していただきたい。施設管理者と協議の上、施工内容は配慮致しますが、全体工程管理の都合上、事業者主導での工程管理とさせていただきたい。	工程に関しては、施設の利用状況に配慮するとともに、利用者の安全を確保するため、施設管理者と合意した上で決定してください。
76	仕様書	P7	7電気供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(3)	既存の電気主任技術者のまま、つまり現状維持でも問題ないか。	設置する太陽光発電設備については、工事中及び運転開始後の主任技術者は原則として既存の電気主任技術者が保安業務を行います。費用についてはリース料金に含んでください。 なお、諸般の事情で既存の電気主任技術者が兼任できない場合は、事業者は新たな電気主任技術者を用意してください。 上記のように文言を変更します。
77	仕様書	P7	7電気供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(3)	電気主任技術者は既存施設の主任技術者が兼任することを望む。兼任する場合の費用負担は太陽光設置事業者側か。	回答No76のとおりとします。
78	仕様書	P7	7電気供給・維持管理(12)	余剰電力の売電については、電力会社への申請手続き等、事業者側での対応は難しいため、貴市側での対応としていただけないか。	回答No51のとおりとします。
79	仕様書	P8	7電気供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(8)	事業期間中の防水工事及び譲渡後の防水工事の際のパネル移動の費用は誰が負担するのか。	事業期間中に設備の一時撤去の必要が生じた場合は、事業者が設備の一次的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行い、その費用は市で負担します。

80	仕様書	P8	7電気供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(9)	7(8)では、施設の改修工事等による運転停止期間は事業期間に含み、契約期間の延長は行わない旨が記載されているが、7(9)の場合は事業期間に含まれないのか。	7(9)の場合も事業期間に含むものとし、それに伴う契約延長はしないものとし、そのように文言を変更します。
81	仕様書	P8	7電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(9)	災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないとあるが、基本的に停止期間分は延長してほしい。	運転停止期間についてもリース料金を支払うため、契約延長はしません。
82	仕様書	P8	7電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(10)	事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合とあるが、補助事業上、期間中の移譲・売却は補助要件を満たさず補助金返還リスクを伴うため、同条件でのリース事業継続は不可だと考える。本項目は削除をお願いしたい。	施設の移譲や売却などを行う場合の補助金の返還に関しては、別紙2のとおり市が負担します。 設備については、引き続き使用可能な場合は事業者が移譲又は移設の対応をとることとし、その費用は市が負担します。設備を使用しなくなった場合は、事業者が撤去・廃棄を行い、その費用は市が負担します。 上記のように文言を修正します。
83	仕様書	P8	7電気供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(15)	想定している災害の定義があれば教えていただきたい。 例えば、所沢市様に大雨特別警報が発令された、もしくは地震の揺れが震度5強以上など明確な判断基準を定めていただきたい。	明確な基準については、事業予定者と契約の際に協議させていただきます。
84	仕様書	P8	7電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(16)	雪下ろしや融雪等、落雷対策に24時間応じることができることの記載があるが、現実的、実現可能な時間の設定をコスト面も加味し、本項目を削除した方が良いと考える。	頂いた意見をもとに、記載内容を見直します。修正後の記載をご確認ください。
85	仕様書	P8	7電力供給・維持管理・報告・非常時等の基本仕様(17)	リース対象設備に関わる範囲しか保険範囲とならないがその認識でよいか。	お見込みのとおりです。
86	仕様書	P9	8責任分担の基本事項(1)	通常リース物件は動産総合保険で対応しており、地震保険の加入が困難なことにより、参入障壁にあたる。	募集要領・仕様書等に記載する保険を原則として、現時点で加入出来る範囲で提案してください。
87	仕様書	P9	8責任分担の基本事項(1)	「速やかに対応」とあるが、どの程度を想定しているのか。	事業実施体制に係る事項であると考えています。事業者の提案に期待しています。
88	仕様書 ／ 別紙2	P9	8責任分担の基本事項(3)/物価、維持管理費の上昇	仕様書記載の内容と別紙2に関しての内容に相違があるように考える。本項目については別紙2の他の項目と同様に、市・事業者のどちらも○とした方が良いと考える。	別紙2の物価・維持管理費の変動に関して、市・事業者共に○に変更します。
89	別紙1	—	—	屋根劣化状況や防水仕様によっては、陸屋根太陽光架台の設置可否に関わるため、別紙1に、直近の防水工事実施年月日及び防水仕様の情報を追加することを提案する。	回答No66のとおりとします。

90	別紙1	—	—	電気代削減効果等を算出するため、既存の電気契約情報、基本電気料金、kwh単価の情報等を追加することを提案する。	回答No12のとおりとします。
91	別紙1	—	—	候補施設は、防災拠点、避難施設、BCPで位置付けられている等、補助金の要件を満たしているのか。	全て満たしています。
92	別紙1	—	—	候補施設は、全て「新耐震基準」という認識で間違いないか。	お見込みのとおりです。
93	別紙1	—	—	候補施設は、土砂災害、浸水被害危険性地域に該当していないか。	全て該当していません。
94	別紙2	—	共通保険	「履行保証保険」の記載があるが、本事業は「賃貸借」を前提としているため、事業リスクを負うことは想定しておらず、保険についても対象外と考える。	本事業は、設計、施工、維持管理業務を含む包括リース契約となります。また、設備の所有者は事業者となるため、設備の設計・建設に関する履行保証保険に加入してください。
95	別紙2	—	共通保険	履行保証保険は5年毎更新のものが一般的だが、問題はないか。	5年毎更新の場合は、必ず更新して10年間保険に加入してください。
96	別紙2	—	共通事業の中止・延期	事業者に起因するものを除く場合でも事業者リスク負担がある理由をご教示いただきたい。	事業者の○を削除します。
97	別紙2	—	建設段階 工事遅延・未完工	現在、資機材の長納期化が深刻であり、今後も改善する見込みが少ないため、そのリスクを考慮いただきたい。	「やむを得ない物品調達遅延」に関する項目を追加し、市・事業者共に○とします。
98	別紙2	—	住民対応 苦情対応等	機器の設置により「反射光がまぶしい」「景観を害する」等のクレームが発生した場合は「事業の実施に係るもの」として貴市の責任と考えてよいか。	事業全体の責任は発注者である市にあるものと認識していますが、苦情の内容は多種多様なものがある中で、苦情が発生した場合は、その原因の究明や苦情者への対応について、事業者へ協力を求めます。その上で「設備の設置に係るもの」と判断されることについては、事業者の責任分担とするものと考えています。
99	別紙2	—	計画・設計段階/ 建設段階 物価	急激な物価上昇が発生した場合でも事業者側にすべてリスク負担が発生するのか。一定の物価上昇が認められた場合、リスク分担を協議できるように変更いただきたい。	回答No88のとおりとします。
100	別紙2	—	支払関連 金利	急激な金利上昇が発生した場合でも事業者側にすべてリスク負担が発生するのか。一定の金利上昇が認められた場合、リスク分担を協議できるように変更いただきたい。	10年間の金利上昇リスクを踏まえて提案してください。
101	別紙2	—	維持管理関連 維持管理費の上昇	急激な維持管理費上昇が発生した場合でも事業者側にすべてリスク負担が発生するのか。一定の維持管理費上昇が認められた場合、リスク分担を協議できるように変更いただきたい。	回答No88のとおりとします。
102	別紙2	—	補助金関連 補助金の返還	事業期間中、終了後の補助規定不適合に起因する場合は、事業者のみならず市の責によるものも考えられる（移譲、売却等）。負担者は市、事業者双方「○」としてほしい。	「補助規定の不適合」とは、設備の仕様等が補助規定に不適合の場合を意味しています。施設の移譲、売却及び廃止等に起因する場合は市がリスクを負います。

103	別紙2	—	補助金関連 補助金の返還	「事業期間中の設備の故障等に起因する場合」が事業者負担のみとなっているが、設置する建物側の起因による設置設備の故障ケースも見受けられるため、負担者貴市、事業者の両者に該当すると考える。	本項は設備の不良を想定したものです。ご指摘の建物側に起因する設備の故障に関する取扱いは、仕様書P9.9その他に記載のとおり、市と事業者の協議事項と認識しています。
104	その他	—	—	事業期間中に、ハザードマップの改定が行われる可能性はあるか。	現時点で改定の予定はありません。